

取締役報酬としての株式無償交付に関する実務対応報告案、公表

ASBJ

去る9月10日、企業会計基準委員会は第441回企業会計基準委員会を開催した。9月11日にASBJが公表した資料によると、主な審議内容は次のとおり。

取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い

前回の親委員会（2020年

9月20日号（No.1589）情報ダイジェスト参照）に引き続き、「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」の文案、および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」の改正文案等について審議が行われた。

また、9月1日に法務省より公表された会社計算規則改正案に関連した修正が盛り込まれた。

出席委員全員の賛成をもって公表議決された（9月11日公表。コメント期限は11月11日。https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/

exposure_draft/y2020/2020-0911.html参照）。

LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い

公開草案に寄せられた主なコメントについての事務局対応案会からの意見を踏まえ、次のような修正案が示された。

(1) 「金利指標置換時」の定義

「金利指標置換時」の定義について、金利指標置換の影響を受けるのが片側の変動金利のみであることもあるため、「双方の契約において後継の金利指標を基礎とした計算が開始される時点（双方の契約において時点が異なる場合はいずれか遅い時点）」（傍線部が追加部分）と修正する。

(2) 経済効果がおおむね同等となるか否かの例示

経済効果がおおむね同等となるか否かの例示に関して、中央清算機関への取引相手の変更および信用リスク・スプレッドの変更の取扱いについて、結論の背景に記載する。

委員からは、「さほど重要でない例示についての議論で、最終化の時期が延びる可能性があるならば、削除してはどうか」といった意見が聞かれた。

(3) ヘッジ有効性テストの起点「ヘッジ開始時」を起点とする方法を原則的な方法とするが、「金利指標置換時」を新たなヘッジ開始時とみなし、「金利指標置換時」を起点とする方法も認める。

なお、起点の選択は、金利指標置換時後、最初に事後テストを実施する際に行うこととし、その後は当該方法を継続適用する。

本実務対応報告の適用終了日の翌日である2023年4月1日以降のヘッジ有効性判定の方法についても、金利指標置換時を起点に事後テストを実施することも認める。

(4) 注記

注記を求めているヘッジ会計の内容の用語について、「ヘッジ手段である金融商品の種類」「ヘッジ対象である金融商品の種類」（傍線部が追加部分）とする。

*

次回以降の親委員会で公表議決したい旨が示された。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
10月12日(月)まで (10日が土曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和2年9月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
11月2日(月)まで (10月31日期限分)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和2年8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和2年7月期) 2カ月延長法人(令和2年6月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(8月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(8月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

再燃するイギリスのEU離脱リスク

今年1月31日にEUを離脱したイギリスだが、現在は移行期間となっている。12月末までに自由貿易協定が締結できなければ、2021年からEUとの貿易取引に関税がかかることとなる。今、このシナリオに再び焦点が当たっているようにってきた。

イギリスのEU離脱は、イギリスとEUの間の離脱協定が条件になっている。このなかで、

イギリスの地域である北アイルランドと地続きになっているEU加盟国のアイルランドとの国境では、過去の北アイルランド紛争の経験を踏まえて、イギリスのEU離脱とともに通関検査を復活させない取決めとなっていた。したがって、北アイルランドと、英本土ともいえるグレートブリテン島との間には、関税手続上の境界ができることになる。

しかし、英ジョンソン政権は新たな法案を提出し、そのなかでこの境界での関税手続に関する取決めを変更や廃止できるとの条項を示している。イギリスとEUとの自由貿易協定が成立

しなければ、北アイルランドとアイルランド共和国の間でも通関検査を行うことになる。新法案が成立すれば、EU離脱協定を実質一部無効にすることと同義となる。EU側は国際法違反と反発するが、ジョンソン政権は10月15日まで膠着が続けば、EUとの自由貿易協定の年内合意は断念すると強気の姿勢だ。

もちろん、この法案は今後イギリス国内で否決される可能性も残すが、先行きは不透明とされる。日本との通商協定も大筋合意、TPP加盟に向けた参加国との初協議など、EU以外の通商協定は進んでいるイギリスだが、EUとは当面協議が難航する見込みだ。

アメリカの金融緩和長期化から、国際的に資金がドルからユーロへ向かう動きとなつているとされている。しかし、こうしたイギリスのEU離脱リスクの再燃を考えれば、為替市場では今後、対ドルでユーロよりも円が選好されやすい状況が強まるとの見方もある。

会計・監査 カンメの要

リスクの識別とはどういうことか

公認会計士
手塚 仙夫

金融商品取引法（以下、「金商法」という）で作成・提出が義務づけられている有価証券報告書には、「事業等のリスク」が記載されている。また、金商法や会社法の監査に使用される監査基準の重要なコンセプトとして、リスク・アプローチという考え方が取り入れられている。これらに使われている「リスク」とはいかなるものなのかについて考えてみたい。

事業等のリスクでは、将来期待される利益を棄損させる可能性のあるものとして捉えているものと思われる。また、監査におけるリスクとは、重要な虚偽表示を見落とす可能性として使用されている。それぞれ期待される目的が違つたため、内容には当然相違がある。したがって、それぞれの目的によりいろいろなりリスクが存在するが、それをどのようにに深掘りし、どこまで開示できるのかについて考えてみる。

有価証券報告書に記載されている事業等のリスクの記載状況をみると、とにかく項目数が多いことが第一印象としてある。たとえば、外貨を扱っていれば為替リスク、棚卸資産があれば評価や廃棄リスク、債権には貸倒れリスク、扱っている製商品につい

てはライフサイクルリスク、研究開発型企業では研究開発がうまくいかないリスクなど、とりあえず考えられるリスクと思しきことを記載している。私の印象では、将来何か問題が発生した場合、それに関して何も触れられていなかったという非難を避けるために、何か書いておくというところかと思わせるものである。すなわち、近い将来発生する可能性の高い深刻なリスクという印象はない。私が「深掘り」という言葉を使ったのは、この「深刻なリスク」をイメージしたものである。問題は、この深刻なリスクをどのように開示できるかである。

リスクである。このリスクの評価・識別を受け、監査手続を立案し実施することを監査基準は求めており、具体性をもつたリスク評価が必要となる。このような具体的で発生可能性の高いリスクは、会社の内部統制システム構築にも必要となる。この内部統制システムの有効な構築のためには、監査人と会社との具体的な真剣な意見交換が不可欠と考えている。また、今後監査報告書の記載内容がより詳細になる。結局会社にあると想定されるリスクに関して監査人に意見を求められることになることから、より具体的なリスク評価は避けられない。リスクの発生可能性が高いかどうかの判断は難しいが、常に気に留めておくことが大切である。

一方、監査のリスク・アプローチというリスクは、もっと現実的なテーマである。最近発覚している会計不正への対応として、平成14年に監査基準に導入されたコンセプトであり、監査の質を向上させることを目的としている。ここでのリスクは、発生可能性の高い財務諸表の虚偽表示

監査リスクを検討する場合、重要なことは「〇〇のリスクが高い」と評価した場合、そこで留まつてしまつてはならず、より強い監査証拠とは何かを特定し、その入手のための監査手続を実行するところまで行動することが重要である。過去の不正会計の監査状況をみると監査の詰めめのかさを感じることが多い。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年 9月10日	企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて～(中間報告)」	JICPA	企業情報開示について、その有用性と信頼性を高めることにより情報利用者にとっての価値を高めるとともに、コーポレートガバナンスとの有機的なつながりを通じて、企業の持続的な価値創造に結びついていくことが重要であるという考えに基づき、「開示書類の体系と情報構成」、「報告フレームワーク・基準」、「企業情報開示とコーポレートガバナンスの連動」、「信頼性を高める監査・保証」の4つの論点から検討したものの。本中間報告に基づいてさらに検討し、最終報告を取りまとめる予定。 https://jicpa.or.jp/news/information/2020/20200910daf.html	—

証券

この秋、コロナ禍と株価はどうなるか？

現在、世界経済、金融・株式市場を動かす最大の要因は、いままでもなく新型コロナウイルス感染症の問題である。今年前半、感染拡大防止のために世界各国が国民の社会・経済活動を強力に制限するという、歴史上例をみない措置がとられた。この結果、各国のGDPは大幅な落込みとなり、企業収益は激減、経営危機の話題が続出した。失業・休業の急増で家計の所得も減少、困窮問題が一気に浮上した。

各国政府は危機的状況に対応して、従来「禁じ手」と考えられてきたような金融・財政政策を発動させた。この結果、ゼロ金利、マイナス金利を含む超低金利が当たり前となり、政府や中央銀行による企業や家計への直接的な資金援助を実施する国が続出した。

こうした対策の効果か、世界の株式市場は、3月に大きく下げた後、基本的に回復軌道を歩んできている。経済実体には株価が高すぎる、という声も株式市場外で聞かれるが、8月以降も株価堅調は続いている。このところ新型コロナウイルスの感染拡大は鈍化傾向となりつつあり、今なお、急増中といえるのはインド、ペルー、コロンビアといった国々である。第二波襲来が伝えられている国もあるが、第一波のときよりも、経済活動再規制・自粛再要請といった動きは緩やかにみえる。

コロナ禍が秋以降に世界の株価を大きく揺さぶる可能性は小さいとの声もあるが、株価の現状は程度の差はあれ、景気回復、企業収益の立ち直りを期待しての強さであることを忘れてはならない。もし景気が回復しない、といった事態になれば、話は違ってくる。特に今までの異例の政策効果が途切れれば、景気の足取りもふらつくのでは、という見方は根強い。

また、米大統領選挙、米中対立の激化、各地の紛争など、株式市場にとってリスク要因は多い。この秋も株価の動きを注視していく必要がある。

法人企業景気予測調査
(内閣府・財務省)

令和2年7-9月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和2年7-9月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,102社
回答企業数 11,221社
回収率 79.6%

景況	●貴社の状況	貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)				
		令和2年4-6月 前回調査	令和2年7-9月 現状判断	令和2年10-12月 見通し	令和3年1-3月 見通し	(単位: %ポイント)
景況	●国内の状況 令和2年7-9月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲14.6%ポイントとなり、平成31年1-3月期以降7期連続の「下降」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。 先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超で推移する見通しとなっています。	大企業	全産業 ▲47.6	2.0	2.9	2.4
			製造業 ▲52.3	0.1	8.5	4.3
			非製造業 ▲45.3	2.9	0.2	1.5
		中堅企業	全産業 ▲54.1	▲8.1	▲2.6	▲0.9
			製造業 ▲57.5	▲14.2	3.3	1.4
			非製造業 ▲53.1	▲6.3	▲4.2	▲1.5
		中小企業	全産業 ▲61.1	▲25.8	▲15.0	▲10.8
			製造業 ▲66.5	▲38.3	▲17.9	▲10.2
			非製造業 ▲60.0	▲23.4	▲14.5	▲10.9
		国内の景況判断 BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)				
			令和2年4-6月 前回調査	令和2年7-9月 現状判断	令和2年10-12月 見通し	令和3年1-3月 見通し
		大企業	全産業 ▲71.2	▲14.6	▲9.8	▲3.1
雇用	●国内の状況 令和2年7-9月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲14.6%ポイントとなり、平成31年1-3月期以降7期連続の「下降」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。 先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超で推移する見通しとなっています。		製造業 ▲70.3	▲12.6	▲4.2	0.4
			非製造業 ▲71.7	▲15.5	▲12.5	▲4.8
		中堅企業	全産業 ▲79.7	▲33.7	▲26.3	▲12.1
			製造業 ▲79.1	▲29.9	▲13.8	▲2.1
			非製造業 ▲79.8	▲34.7	▲29.8	▲15.0
		中小企業	全産業 ▲78.6	▲52.3	▲42.1	▲24.4
			製造業 ▲80.0	▲57.6	▲37.1	▲20.1
			非製造業 ▲78.4	▲51.3	▲43.0	▲25.3
売上高	令和2年度は、6.8%の減収見込みとなっています。 業種別にみると、製造業、非製造業ともに減収見込みとなっています					
経常利益	令和2年度は、23.2%の減益見込みとなっています。 業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見込みとなっています					
設備投資	令和2年度は、6.8%の減少見込みとなっています。 業種別にみると、製造業、非製造業ともに減少見込みとなっています					

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。